

岩手県告示第185号

平成21年1月6日付け岩手県報第10825号掲載の保安林の指定施業要件の変更予定(平成21年岩手県告示第5号)の内容について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 一関市巖美町字大森232、字横森125の178、萩荘字長倉206の3、字南沢285

(2) 所在が不明である通知の相手方 石川養二郎、小岩弥五郎、佐々木亨、佐藤清一、佐藤五三郎、佐藤貞秀、佐藤丞三郎、鈴木彦六、槻山菊五郎、沼倉新五郎

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所